

移動等円滑化取組計画書

令和6年 6月 30日

住 所 石川県金沢市割出町556番地  
事業者名 北陸鉄道株式会社  
代表者名 (役職名及び氏名)  
代表取締役社長 宮岸 武司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両などの整備に関する事項 当社が保有する乗合バスにおいては、コロナ禍により令和3年度、4年度と丸2年ノンステップバスへの車両導入が進まない状況が続いていたが、昨今の人流の回復傾向の後押しもあり、ノンステップバスを6両（グループ全体で16両）導入することができた。今年度も昨年度と同規模の車両更新を予定しており、今後も「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(バリアフリー整備ガイドライン車両等編)での目標導入率70%を目指し、引き続きバリアの解消に努める。</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 安全への取り組みのなかで、運転士教習を実施し、そのなかで車椅子取り扱い研修を実施。車椅子のお客さまへの対応方法や固定手法の周知徹底を図る。</p>
---

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	昨年度に引き続き導入を予定。今年度以降についても、収支の状況を踏まえ導入を進める

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
社員教育の実施	車椅子固定装置やスロープの使用方法等について、マニュアルを用いた社員教育・訓練の実施

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降支援	車椅子をご利用の方の乗降をスムーズに支援できるよう、運転士教習を通じ引き続き手法を学び確認する

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
インターネットによる情報提供	大幅な遅延や運行・運休情報等を、自社のホームページにて提供する。また、金沢 MaaS コンソーシアムで運営するデジタル交通サービス「のりまっし金沢」とも連携し、情報提供の拡充を図る

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車内での着席確認の徹底指導</li> <li>・車椅子取扱教育訓練および、定期的な車椅子関連機器（車いす用スロープや跳ね上げシート等）の整備点検の実施</li> </ul>

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内やホームページ等での情報提供	車内での放送およびポスター、ステッカー等の掲出ならびに当社HP上での情報提供により、事故防止のPR活動を実施する

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

- |  |
|--|
| ・メールや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する |
|--|

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由

V 計画書の公表方法

--

VI その他計画に関連する事項

--

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。